

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の記載	「措置の内容」の記載	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の記載	「措置の内容」の記載	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案 主体 管理 番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係府省庁
200010	構造改革特別区域法に基づく計画申請主体の対象拡大	構造改革特別区域法第4条第1項	構造改革特別区域計画を制定し、内閣府に届出しているが、申請主体は、地方公共団体とされている。	構造改革特別区域計画の申請主体は、地方公共団体に限定されているが、民間事業者も単独で申請することができるようにする。地方公共団体とされる提案である。	<p>構造改革特別区域法に基づく規制の特例を活用しようとする場合、①地方公共団体が当該事業(今回は老人福祉法の特例)に関する計画認定を受け、当該事業者が都道府県知事に申請し、認定されたから規制の特例の活用が行える。</p> <p>今回の提案は、計画の申請主体を民間事業者も入れることとし、事務手続きの簡素化により特例の活用を迅速に行えるようにするための提案である。</p> <p>■提案理由 施設運営は、一定の規模施設で運営を行った方が、人員確保面、給食、清掃、設備などの仕入れ面で、より効率的な運営が可能となる。現状想定している区域のほとんどでも横浜市は25年度までに約1000床を増やす計画を持つが、該当特区を横浜市に申請しても、短期間に複数の施設運営を認可することは可能性が低いと思われる。更に民間で施設不足を求め、地方自治体へ個別に申請を行うことになるが、これでは民間事業者の営業計画が分散し、非常に非効率となる。そこで特例措置として申請先を指定し、国により指定事業者としての特例を認められた上で、個々の自治体と事業計画を立案し、事業進行することで、効率的な展開が可能となる。</p>	E	—	老人福祉法の特例措置である民間事業者による特別養護老人ホーム設置事業(特例措置の1)につきましては、地方公共団体の内部処理でより特例認定を受けた後に、PFI法に基づく認定事業者である法人は、構造改革特別区域内の特別養護老人ホーム不足地域において、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事又は指定都市市長等の認可を受けて、特別養護老人ホームを設置することができるものです。	—	—	—	E	—	—	—	—	E	—	—	1 0 1 0 0 1 0	株式会社ミヅロコ	東京都	内閣府